

## 相続税法税制改正事項

改正内容
1 公益信託の受託者が遺贈により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）の価額は、相続税の課税価格に算入しない。
2 公益信託から給付を受けた財産及び公益信託の受託者が贈与により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。
3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を相続税の申告書の提出期限までに公益信託の信託財産とするために支出した場合には、その支出をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その支出をした財産の価額は相続税の課税価格に算入しない。
4 上記3の財産を受け入れた公益信託がその受入れの日から2年を経過した日までに終了（信託の併合による終了を除く。）した場合又は公益信託の受託者がその財産を同日までに公益信託事務の用に供しない場合若しくは供しなくなった場合には、その財産の価額は相続税の課税価格に算入する。
5 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 令和8年3月31日の期限満了により終了